

令和3年度第2回多摩市子ども・子育て会議における質問への回答

No.	報告資料番号	質問内容	回答
1	報告資料1「令和3年度エリア別認可施設入所保留者数・待機児童数・空き状況」	令和3年度から市内4つにエリア分けして、エリアごと（最寄りの駅から）の保育所等のNo.とマップの数字が連動していて、さらにカラー別で大変わかり易くなった。 多摩センター駅周辺エリアが定員拡大され、待機児童数が12人に減少したことは喜ばしい。 ・その内容の中で、移転設置された105人定員の認可保育所とはどこか？ ・また、老朽化に伴う大規模修繕に合わせて定員拡大された認可保育所2施設とはどこか？	ありがとうございます。今後も分かりやすい資料作成に努めてまいります。 報告資料1「令和3年度エリア別認可施設入所保留者数・待機児童数・空き状況」の中で、移転設置された105人定員の認可保育所は「あおぞらぱれっと保育園」を指します。資料としては「③多摩センターエリア」の「No.5」に該当します。 また、老朽化に伴う大規模改修に合わせて定員拡大された認可保育所については、「バオバブ保育園」及び「みさと保育所」を指します。「バオバブ保育園」については、「①聖蹟桜ヶ丘エリア」の「No.1」、「みさと保育所」については、「④和田エリア」の「No.3」に該当します。
2	報告資料1「令和3年度エリア別認可施設入所保留者数・待機児童数・空き状況」	そもそも、いつものことですが、資料が先あって、その後に補足資料というのも奇異な印象を持っています。 報告事項を令和3年度認可保育施設の入所状況報告とするならば、補足資料のポイント4くらいを報告の概要にして、同じ資料で以下補足するという見当ではないでしょうか。報告資料は、その概要説明の文字通り添付資料が良いのではないのでしょうか。 事業の状況把握とその広報に自信が無いように見えてしまう恐れがあるような印象を持つのですが、どのようなお考えか、お聞かせください。 なお、空きがあるのに、待機児童がいるという報告資料に対して、補足資料では、その説明がないように読み取りましたが、いかがでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 子ども・子育て会議は対面形式での開催を前提としており、その資料については文字数を減らすことや、図等を活用し、できる限り分かりやすく説明するため、工夫を行いながら作成しています。補足資料については、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催になったことで、本来口頭で説明する部分をわかりやすく説明するために文字でおこした補足の資料となっているため、報告資料に対する補足資料という作りこみになっています。 また、令和3年度4月の待機児童数12人の年齢別内訳は、0歳児1人、1歳児10人、2歳児1人、3歳児から5歳児0人でした。この0歳児から2歳児12人の方々については、特定の園のみのご希望であったり、自宅から園までの距離等の課題からマッチングできず、最終的に待機児童となりました。
3	報告資料1「令和3年度エリア別認可施設入所保留者数・待機児童数・空き状況」	待機児童数が12人と減少したことは、多摩市の待機児対策の効果として評価したいと思います。その反面、空き定員総数211人の数字から保育提供過多の状況にあると理解します。令和3年4月の入所状況は、駅に近いエリアの保育園はおおむね乳児の定員は充足し、駅から離れたエリアでは定員割れをしている状況でした。このような現状からもエリアごとの保育量の需要と供給のバランスが崩れていることが推測されます。早期に今後の人口推計などを根拠にした保育ニーズを踏まえ、定員設定の適正化を検討する必要があると考えます。 しかし、保育施設では前年度に次年度の受け入れ定員を多摩市と協議し決定しています。それを受け、保育施設では設定した定員の児童を受け入れる人員を確保し準備を進めています。しかし、定員未充足になると予定していた給付費や補助金が未収となり、施設の運営に大きな支障をきたす状況となります。定員設定の見直しを行うことにより、余剰になった人員を解雇することは出来ません。定員の適正化には移行期間を設け、その期間内の余剰人員の人件費の一部を保証するなどの柔軟な措置を検討していただきたいと考えます。	令和3年度は永山駅周辺エリア及び多摩センター駅周辺エリアに認可保育所を新たに整備するとともに、保育所施設の大規模改修にあわせて保育枠の拡大を図り、また、新たな小規模保育所の設置を行うことにより、令和2年4月50人であった待機児童数が令和3年4月12人となり、待機児童解消に向けて大きく前進した一方で、新型コロナウイルス感染症や少子化等の影響により、市全体（0歳児から5歳児クラス）で211人の空き定員が生じる状況となりました。 給付費等については子どもの入所人数に応じて支払われる仕組みとなっており、保育枠の空き定員が多く生じることは園の運営に影響があるものと認識しています。このことについて、保育園園長会等の関係機関と調整を行いながら、現状に合わせた利用定員設定を行うとともに、給付費等の制度の見直しについて、国や東京都に要望を行ってまいりたいと考えています。 また、利用定員の変更に伴う職員配置等について、どのような対応ができるのか、保育園園長会等の関係機関と調整を図りながら検討してまいりたいと考えています。
4	報告資料1「令和3年度エリア別認可施設入所保留者数・待機児童数・空き状況」	報告資料のエリア分けを9から4にした理由を詳しくお願いします。	昨年度まではエリア毎の待機児童数を分かりやすくするため便宜的に市内を9つの中学校通学区域ごとに分割して待機児童数等の報告を行ってきました。今回から、より実態に合った形で待機児童数等の報告・分析を行うため、実際の入所データを解析した結果、市内をおおよそ4つのエリアに収れんすることができましたので、4エリアとしました。
5	報告資料2「令和4年4月に向けた新たな待機児童新カウントにおける除外項目の追加について」	補足資料では、近隣自治体の状況を踏まえ、今まで採用していなかった項目を追加するとなっていますが、待機児カウントの基準算出などに客観的な根拠はありますでしょうか？	待機児童の算出については、厚労省の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき各自治体の実情に応じ、待機児童に含める項目を選択して行っています。 本市では他自治体に比べ、待機児童数をカウントする際の適用項目が少ないがために、他市よりも多く待機児童数が出現してしまう傾向にあります。そうしたことから、他自治体と同様のカウントとすることで、より市民に分かりやすくなるものと考えています。

6	<p>報告資料2「令和4年4月に向けた新たな待機児童新カウントにおける除外項目の追加について」</p> <p>待機児童のカウント方法について、令和4年度から待機児童数に含まない項目を追加した件について賛成（同意する）である。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。他自治体と同様のカウントとすることで、より市民に分かりやすくしてまいります。</p>
7	<p>報告資料2「令和4年4月に向けた新たな待機児童新カウントにおける除外項目の追加について」</p> <p>資料2の待機児童の人数から外す対象として入所理由を「求職」としているのに求職していない人が追加となっていますが、そもそも入所しないと求職活動ができないのでこの条件はおかしいのではないのでしょうか。</p>	<p>本調査は、厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき行っています。その要領では、「求職活動」の認定については求職活動を行っているため、保育が必要という要件で認定しています。ご質問の主旨と調査要領の「求職」の考え方について若干の相違があるかもしれませんが、何卒ご理解をいただきたいと存じます。</p>
8	<p>報告資料3「令和3年4月1次認可保育所等の入園状況について」</p> <p>令和4年度入所希望の保護者にとって参考になる資料で、表の見方として、補足資料から理解し易い。</p>	<p>ありがとうございます。この資料は入園を検討している保護者様からのお問い合わせも多いため、今後も分かりやすい資料作成に努めてまいります。</p>
9	<p>報告資料3「令和3年4月1次認可保育所等の入園状況について」</p> <p>0歳児と1歳児を比べたとき、0歳児のほうが点数が低い傾向にあります。育児休業取得で1歳から保育所に入れられるのに0歳の方が有利となると早めに入れようと考えます。また1歳児だと最低点が両親フルタイム勤務の40点でも入所できない園があります。40点なら入所可能になるようにしてほしいです。</p>	<p>お見込みの通り、ニーズとして他の年齢と比べ1歳児クラスは育児休業の終了に伴い申し込みが多いクラス年齢となるため申請人数が多くなります。</p> <p>保育所等入所についてはクラス年齢毎に定員があり、0歳児は必ず年度ごとに人数は入れ変わるため、定員＝募集人数となります。しかし、1歳児クラス以降については、前年度以前に入所した継続児童と定員の差が募集人数となるため、募集人数が0歳児と比べ少なくなります。</p> <p>上記の理由により、募集人数が少なく、申請人数が多いため指数が高くなる傾向にあります。また入所については各年齢毎に枠が設けられ、指数が絶対的なものではなく相対的なものとなるため、あくまで参考としてみていただくための資料となります。</p> <p>今年度は0歳児の申請、入所人数が例年に比べ大幅に減少していることもあり、結果的に0歳児の入所がしやすかった状況にありました。</p>
10	<p>報告資料4「（仮称）多摩市子ども・若者総合支援条例（素案）に関するパブリックコメント条例素案についての解説」</p> <p>よく考えられた条例だと感じました。ただ、子どもについては、「胎生期（妊娠期）からの支援が重要である」と書かれているのですが、条例を読み進めて思うのは、子育て中の若者の姿が思い浮かばないと感じました。</p>	<p>本条例では、30代までのすべての子ども・若者を対象としており、子育て中など家庭の状況ごとの内容は細かく記載していませんが、子育て中の若者についても対象に含んでいます。</p>
11	<p>報告資料4「（仮称）多摩市子ども・若者総合支援条例（素案）に関するパブリックコメント条例素案についての解説」</p> <p>子どもの発達段階や特徴などで、どこまでの段階の人たちを支援しているのでしょうか。今は、手帳などをもらわないけど支援を必要とされている子どもが増えています。そういう子どもたちは、いろいろな面での申請はしていないので、私たちからは見えてない人もいると思うのですが、その人たちの支援（この先）は、どのような形で把握していくのでしょうか。</p>	<p>本条例では、30代までのすべての子ども・若者を対象としており、支援が必要だが声を上げられていない子ども・若者についても、関係支援機関や身近な地域の見守りなど、まち全体で気づき、支援につなげていくという理念を示しています。</p>

<p>12</p> <p>報告資料4「(仮称)多摩市子ども・若者総合支援条例(素案)に関するパブリックコメント条例素案についての解説」</p>	<p>条例文に加えて、点線囲みでの解説は、条例文の言葉や文章が意味する内容についてより具体的でどこを参照すればよいかと表記されており理解できる。 ただ、パブリックコメントでさらに市民意見を反映させるには、8/5~9/5の1ヶ月間だけでは内容的に短い気がする。12月議会を目指すのであれば9月末までは不可でしょうか？</p>	<p>12月議会への上程に向けたスケジュールを踏まえ、パブリックコメントの募集は、9/5までとさせていただいています。パブリックコメント後、意見の整理及び修正検討、庁内委員会での協議、外部検討委員会での協議、法令文書としての審査を踏まえ、市として条例原案を決定し、11月初旬には市議会に条例原案を示します。 なお多摩市では、自治基本条例において、市民から意見を募る際の期間の目安として14日間以上と定めておりますが、多くの意見をもらうことと、手続きの最終リミットから逆算し、最長期間である1か月としたところ です。</p>
<p>13</p> <p>報告資料4「(仮称)多摩市子ども・若者総合支援条例(素案)に関するパブリックコメント条例素案についての解説」</p>	<p>前文の「私たち」とありますが、具体的には、だれを指すのでしょうか。意味合いからすれば“私たち市民は”ということかと考えますが、如何でしょうか。</p>	<p>「私たち」とは、多摩市にかかわるすべての者として、市民(市内在住、在勤、在学、活動する者・団体)および市を示しています。</p>
<p>14</p> <p>報告資料4「(仮称)多摩市子ども・若者総合支援条例(素案)に関するパブリックコメント条例素案についての解説」</p>	<p>前文の二段落部分の四行目ですが、「守られるだけの存在ではなく」という否定的な表現に違和感を持ちました。 その後の文言が、その文章の説明と考えるならば、“人権が尊重され守られる存在であるとともに”と表現する方が、条文として、また多摩市として、前向きなスタンスになり、後段の文章は一層意味づけが深くなるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見については、条例素案へのパブリックコメントと同様の取り扱いとさせていただきます。</p>
<p>15</p> <p>報告資料4「(仮称)多摩市子ども・若者総合支援条例(素案)に関するパブリックコメント条例素案についての解説」</p>	<p>前文の三段落部分の六行目ですが、「子ども・若者とも」という表現に違和感を持ちました。今までは、子ども・若者とは力を合わせてこなかったのでしょうか。“これまで以上に、子ども・若者と力を合わせて”というのはどうでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ご指摘の箇所については、これまで子ども・若者と力を合わせてこなかったという意図ではなく、また、これまで力を合わせてきたことも踏まえあえて強調はせずに、子ども・若者と力を合わせることを明確にする意図で記載しています。 いただいたご意見については、条例素案へのパブリックコメントと同様の取り扱いとさせていただきます。</p>
<p>16</p> <p>報告資料4「(仮称)多摩市子ども・若者総合支援条例(素案)に関するパブリックコメント条例素案についての解説」</p>	<p>これを読むと、すばらしい支援の内容であるように感じますが、これらの条例を、具体的にどのように実践していくのでしょうか？目的、内容を掲げることは容易ですが、これを具体的にどのように実施、実践していく予定であるのか教えてください。</p>	<p>本条例は、子ども・若者への切れ目のない支援と、子ども・若者の声の尊重とまちづくり参画の推進に向けて、市だけでなくあらゆる主体が当事者として子ども・若者の健やかな育ちに関わるために、時代に応じて変化する課題への対応も見据え、普遍的に必要とされる理念や責務を中心としたものとして検討を進めてまいりました。 従って、本条例は、必要な施策の検討及び実行を長期的に継続して進めていくための、多摩市全体の共通の目標としての役割を担うものになります。また、今後の具体的な取組については、第9条にある子ども・若者計画に定め、推進することとしています。 条例制定後は、子ども・若者の当事者はもちろんのこと、子ども・若者に関わる方々に、長期的かつ継続的にこの条例の周知・啓発を行いながら、多摩市全体で子ども・若者への支援や活躍の応援、くらしやすいまちづくりを一緒に行っていく取り組みを進めて参ります。</p>